

令和5年度茨城地方最低賃金審議会  
第三回本審議会議事録

令和5年8月7日

茨 城 労 働 局

茨城地方最低賃金審議会

日時 令和5年8月7日(月)午後6時10分から

場所 茨城労働局 2階会議室

出席者 公益代表委員 井出 晃哉  
菅野 雅子  
清山 玲  
野村 貴広  
松本 理佳子

労働者代表委員 大森 玄則  
黒澤 一仁  
小坂 祐之  
星野 由記  
宮下 有一

使用者代表委員 遠藤 隆光  
澤畑 英史  
舟木 健生  
水出 浩司  
柳瀬 香織

茨城労働局 局長 澤口 浩司  
労働基準部長 稲葉 典行  
賃金室長 川野 義光  
室長補佐 中島 孝紀  
賃金指導官 平戸 直美

## 議事次第

- ( 1 ) 専門部会報告・金額審議
- ( 2 ) 茨城県最低賃金改正について
- ( 3 ) 茨城県特定最低賃金改正の必要性の有無について（諮問）
- ( 4 ) その他

中島補佐

ただ今から、第3回 茨城地方最低賃金審議会を開催いたします。本日は、委員全員出席となっておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定を満たしており、本審議会が有効に成立していることをご報告申し上げます。それでは、当審議会の議事進行を清山会長にお願いいたします。

清山会長

委員の皆さん、お疲れ様です。それでは、議事を進めさせていただきますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。本日の議題である茨城県最低賃金の改正について、お諮りしたいと思います。8月2日から本日まで、3回の最低賃金専門部会が開催され、審議をいたしました。先ほど、最低賃金専門部会が終了いたしましたので、まず、事務局から最低賃金専門部会報告書の朗読をお願いします。

平戸指導官

(報告書の朗読)

清山会長

ありがとうございます。それでは少し経過説明をさせていただきます。

まず、第1回の専門部会におきまして、第1次金額提示が使用者側から23円引上げの時間額934円、労働者側が89円引上げで時間額1,000円という金額提示がございました。その後、翌日8月3日第2回目の第2次提示額は、使用者側30円引上げの時間額941円、労働者側60円引上げて時間額971円でした。労働者側が先でした。第3次提示額におきましては、使用者側から32円引上げの時間額943円、労働者側から53円引上げの時間額964円の提示。第4次金額提示におきましては、労働者側が引上げ額50円で時間額961円、使用者側が36円引上げて時間額947円。その差額は、14円まで迫ってまいりましたが、本日の専門部会におきまして、第5次金額提示で、使用者側37円引上げの948円、労働者側47円引上げの時間額958円。最後の第6次提示は、労働者側45円引上げの時

間額956円、使用者側38円引上げの時間額949円というところまで公労、公使の何度もの協議を経た上で、最初の66円の差から7円の差にまで詰めていただくことができました。

この時の議論として、使用者側からは、消費者物価も上がっているけれども、消費者物価以上に企業物価の上昇が大きく、企業の原材料コスト等や労務費のコストアップを価格に転嫁することが難しい状況にある。特に、中小零細事業者においては、エネルギーコストの価格転嫁はある程度進展しているけれども、労務費の価格転嫁が進んでいないということなどに強い懸念が示されました。そのことに関しては、例えば、公共交通その他さまざまな分野で公契約が行われていますけれども、その分野におきましても、エネルギー等の価格転嫁は認められたとしても、労務費の価格転嫁が非常に厳しい状況にあるということも訴えられまして、大変胸が痛んだということがございます。また、それだけではなく、景況、事業状況というのが業種間で差があるということで、確かにコロナ禍から全体として回復基調にあるということはあるかもしれないけれども、二極化が進んでいるという中央最低賃金審議会の指摘もありましたけれども、そうした状況が茨城県内においてもしっかりとある。倒産件数は過去最高であったということも含めて、情報の提供と強い懸念、最低賃金引上げに関して、急激な引上げについては慎重にお願いしたいという強い意向が示されたことをご紹介します。また、労働者側からは、2年で1,000円を目指したいということがございましたけれども、今年、とりわけ春闘の賃上げの動きを、中小零細事業者の非正規雇用へ波及させたいこと、特にその理由として、消費者物価が上がっているということを反映させたいのだと。実質賃金の引上げにつなげたいということ強く主張されました。また、地域間格差の是正ということで、Bランク内の総合指数の順位と最低賃金の水準とが必ずしも整合していない部分があるので、できるだけ水準

の逆転現象を解消したいということ。最低賃金の加重平均よりも茨城県は低くなっているのだということ強く訴えていらしたということをご紹介します。その上で、公益見解として42円ということを出させていただきました。その理由として、第一に、水戸市の消費者物価上昇率が全国平均よりも高く4.6%であり、茨城地方の最低賃金911円に4.6%の物価上昇を勘案すると、実質賃金がマイナスにならない水準が42円であったということ。また、雇用情勢が東京都に次いで関東圏内では比較的良い状況にあったということがありまして、地域の中の中小零細事業者の中に厳しいとことがあるということは理解しましたし、労務費の価格転嫁が難しいという状況もあるとは思いましたが、Bランク内総合順位ということもできるだけランク内格差を適正な水準に近づけたいということなどがございまして、この3つの点を主に加味し、目安にプラス2円が妥当ではないかと考えた次第です。すでに先行していたところの状況も踏まえた公益見解となりましたことをお伝えしたいと思います。何か補足説明はありますでしょうか。

全委員

(補足等なし)

清山会長

専門部会では、採決になりました。採決の結果、公益見解に対して、労働者側3名と公益委員2名が賛成で、使用者側3名は全員反対となりました。5名の委員が賛成でしたので、公益見解を本審議会に報告することになりました。報告の際には、先ほど読み上げていただきました文面のとおり、支援策等について、使いやすいものにすること、たくさんのメニューはあるけれども、必ずしも使い勝手の良いものになっていないのではないかと、使われていない状況もあるので、これをよりきめ細かな支援制度にしてほしいということ。また、最低賃金の引上げがその他の中小零細事業者にとってみ

れば就業調整につながっていった、それだけでなく労働力の確保が難しいときに、最賃の引上げがさらに一層拍車をかけるということがないように、税や社会保険制度も含めて、国が政策として体系的に整備するよう整合するよう考えてほしいというご意見がございました。そのご意見を踏まえた上で、報告書に盛り込んだということをご紹介したいと思えます。

ただ今の経過報告について、何かご意見・ご質問等ございますでしょうか。

全委員

(意見・質問等なし)

清山会長

ありがとうございました。それでは、ないようですので第一回目の本審でお諮りしましたとおり、最低賃金審議会令第6条第5項の適用はしていませんので、本審で決定することになります。皆様にお諮りいたします。専門部会の報告につきまして、最低賃金審議会令第5条第3項により採決により結審します。まず、茨城県最低賃金専門部会の結論を、当審議会の結論として答申することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

(採決)

清山会長

はい、ありがとうございます。労働者側委員5名、公益委員4名の計9名が賛成となります。それでは、反対の委員の方、挙手をお願いします。

(採決)

清山会長

ありがとうございました。使用者側委員5名の方が反対となります。そうしますと、賛成9名、反対5名ということ

で、本審議会におきましても賛成多数により専門部会と同じ結論になります。現在の最低賃金の時間額911円から42円引き上げて953円に決まりました。私から茨城労働局長に答申します。事務局に答申文（案）の準備をお願いします。

それでは、茨城県最低賃金の改正決定について答申文（案）を、事務局に朗読していただきます。よろしくお願ひします。

平戸指導官 （答申文（案）を朗読）

清山会長 はい、ありがとうございます。この答申文（案）でよろしいでしょうか。

委 員 （異議なし）

清山会長 それでは答申文(案)の（案）を削除してください。続きまして、効力発生日について事務局から説明をお願いします。

川野室長 ご説明いたします。本日、答申をいただいた場合は、本審終了後に異議申出の公示をさせていただきます。公示期間が15日となりますので、異議申出の締切は、8月22日火曜日となります。異議の申出があった場合には、異議について審議会を開催することになりますので、そのための第四回本審を8月23日水曜日午前10時からこの場所で開催を予定させていただきたいと思っております。なお、異議申出があり、8月23日の異議審議において、本日、答申いただいた内容での結論であれば、直ちに官報公示の手続きに入りまして、9月1日金曜日に官報に公示され、30日間の公示期間を経て10月1日が法定の発効日ということになります。以上です。

清山会長 はい。ただ今のご説明につきまして、何かご意見はござい



ますか。

全委員 (意見・質問等なし)

清山会長 ないようですので、異議申出があった場合のその後の取り扱いについて、事務局に説明をお願いします。

川野室長 続けて説明させていただきます。異議の申出があった場合は、最低賃金法第11条第3項により、その申出について、最低賃金審議会に意見を求めなければならない、と規定されております。異議申出の審議は、本審において、文書の提出のみで行うことも可能ですが、申出者に出席を求めて、異議の内容及び理由について聴取することもできます。申出者に出席していただく場合には、事前に通知する都合もありますので、本日の審議会で決定をしていただければと思います。なお、去年は、茨城県労働組合総連合様を含め4団体から異議申出があり、茨城県労働組合総連合様から、この会場で異議の内容及び理由について意見聴取を行っております。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

また、先ほどの効力発生日でも説明させていただきましたが、異議審議の日程につきましては、8月23日水曜日の午前10時からこの会場で開催ということになります。以上です。

清山会長 ただ今の説明のとおり、異議申出があった場合は、審議会の場で異議申出者から意見聴取することもできます。昨年度の審議会では、この場に来ていただいて意見聴取をしていますが、いかがいたしましょうか。労働者側、いかがでしょうか。

大森委員 例年どおりでよろしいかと思えます。

清山会長 使用者側、いかがでしょうか。

澤畑委員 例年どおりで。

清山会長 それでは、異議申出者から異議申出書が提出された場合には、意見聴取を行いますので、事務局で準備をお願いします。では、答申文の用意をお願いします。答申文を局長にお渡ししたいと思います。

(会長から局長に答申文を手交)

澤口局長 答申をいただきましたので、一言お礼を申し上げたいと思います。先週から数日間にわたる議論になりましたし、ただ今ご説明をいただきましたように、それぞれの立場から真摯な議論をいただいたと受け止めております。本当にありがとうございます。昨年も32円引上げということで、過去最高額の引上げでありましたけれども、それを超える引上げということでもありますし、会長の方からもいろいろお話がありましたけれども、目安額40円プラス2円ということで、大変大きなご判断をいただいたこと感謝申し上げたいと思います。報告、答申にもありましたように、我々としても支援策の活用促進ということもそうですし、最低賃金額がきちんと履行されるようにということで、履行確保の取り組みもしっかりやっていきたいと思います。是非、この茨城の地域の労働者の方々の労働条件改善につながるように、そして、こうしたことが企業の人材確保を含めた取り組みにつながるようにということで、我々もしっかり取り組んでまいりたいと思いますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。ご議論いただきありがとうございます。また引き続き、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願ひ申し上げまして、挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございます。

清山会長 続きますして、議題（３）の茨城県特定最低賃金改正の必要性の有無についての諮問に移ります。説明を事務局からお願いいたします。

平戸指導官 説明いたします。資料No.2、316ページのとおり、今回特定最低賃金にかかる３つの業種について、改正の申出書が提出されました。内容を確認したところ、いずれも３分の１を上回る申出労働者数となっております。以上です。

清山会長 何かご質問等ございますでしょうか。

全委員 （意見・質問等なし）

清山会長 それでは、茨城県特定最低賃金改正の必要性の有無について、茨城労働局長から諮問があります。事務局より諮問文の朗読をお願いします。

平戸指導官 （諮問文の朗読）

（局長より会長に諮問文を手交）

澤口局長 委員の皆様方には、ご多忙のところ誠に恐縮ではございますが、地域別最低賃金の改正に引続きますして、今ほど特定最低賃金改正の必要性の有無について諮問させていただきました。特定最低賃金は、地域別最低賃金よりも高い水準の金額を設定することが望ましいと認められる産業につきますして、関係労使の皆様方のイニシアティブに基づきますして、審議、決定の上、運用されることが求められているものであります。委員の皆様方におかれましては、このような趣旨を鑑みいただきまして、十分にご審議を賜りますよう、ご尽力の

程よろしくお願い申し上げます。

清山会長

ただ今、局長より茨城県特定最低賃金改正の必要性の有無について、諮問がありましたが、時間の関係もありますので、次回以降の審議会から審議して参りたいと思います。その他、事務局より何かご説明はございますでしょうか。

川野室長

それでは、私から、今後の日程調整について説明させていただきます。本日、地域別最低賃金の審議が終えたばかりであり、また、特定産業別最低賃金改正必要性の審議の前で、誠に申し訳ございませんが、委員の皆様のスケジュール確保など円滑の審議会運営の観点からご理解いただき、特定最賃の審議日程につきまして、多少、お時間をお借りしまして、少し説明させていただきたいと思います。

特定最低賃金にかかる本審の審議日程につきましては、既に、皆様にメールでお知らせいたしました。予定としましては、お手元の参考資料をご参照ください。第五回本審を8月31日木曜日10時から、第六回本審を9月11日月曜日10時から、第七回本審を10月31日火曜日15時30分からまた、異議審となる第八回本審を11月16日木曜日10時から予定しておりますので、日程の確保をどうぞよろしくお願いいたします。なお、改正必要性ありと答申いただいた業種につきましては、9月下旬から10月下旬にかけて、専門部会において金額審議をお願いいたします。予定としましては、9月27日から10月30日頃で調整したいと考えております。以上です。

清山会長

はい、ありがとうございます。それでは最後に、今回、茨城地方最低賃金の答申ができましたことに心から感謝申し上げます。公益としても大変難しい判断を迫られたところです。しかし、中央最低賃金審議会が今回、地方の最低賃金審議会に期待することとして、消費者物価指数をできるだけ上

回る水準で決めてほしいこと。生計費を最大の重視項目にしてほしいということを強く訴えられて、そのぎりぎりの水準で中小企業の皆様方には大変な状況がおりだということという状況は存じていましたけれども、ぎりぎりの判断でこのようになりました。本当に難しい判断を迫られる議論にずっと真摯にお付き合いくださいましてありがとうございます。これをもちまして、第三回本審を終了させていただきます。委員の皆さまには、遅い時間まで本当にありがとうございました。